

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例

四日市市職員定数条例（昭和36年四日市市条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | |
|------------|------------------|
| 別表（第2条関係） | |
| 機関名 | 職員定数 |
| 市長の事務部局の職員 | <u>1, 567人以内</u> |
| （略） | |
| 消防部局の職員 | <u>381人以内</u> |
| （略） | |
| 合計 | <u>3, 325人以内</u> |

| 改正前 | |
|------------|------------------|
| 別表（第2条関係） | |
| 機関名 | 職員定数 |
| 市長の事務部局の職員 | <u>1, 415人以内</u> |
| （略） | |
| 消防部局の職員 | <u>361人以内</u> |
| （略） | |
| 合計 | <u>3, 153人以内</u> |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（総務部人事課）